第六期決算公告

平成二十三年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四八、五九七
固定資産	八〇、五一四
資産合計	一二九、一一一

負債及び純資産の部

流動負債	八、六三二
固定負債	五、二〇〇
株主資本	一一五、二七九
資本金	二七五、五〇〇
資本剰余金	一〇五、五〇〇
資本準備金	一〇五、五〇〇
利益剰余金	△二六五、七二一
その他利益剰余金	△二六五、七二一
（うち当期純損失）	（六、〇七九）
負債及び純資産合計	一二九、一一一

平成二十三年十二月二日

東京都千代田区内幸町一―一―一　帝国ホテルタワー一五階

株式会社Corp8

代表取締役　藤本　賢一

配当公告

名古屋市熱田区二番一丁目一一番五号

破産者　株式会社ビルド

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第七八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七九三、二三四、二三三円

一、配当をすることのできる金額

金一五五、八八五、二九二円

平成二十三年十二月二日

名古屋市中区丸の内三丁目二一番二三号夢現丸の内ビル　破産管財人　元松　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南雪谷三丁目六四三番地、最後の住所千葉市若葉区東寺山町一〇六七番地九グループホームひだまりの家

被相続人　亡　吉水　翠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階コンパサーレ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市犬飼町九一番地、最後の住所兵庫県宝塚市平井二丁目五番二号

被相続人　亡　中定　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号コバコンスビル二階

相続財産管理人弁護士　武本夕香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市浜田町四丁目一七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西田　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

兵庫県尼崎市昭和通四丁目一一七番地ヰスティ尼崎ビル五〇二号

相続財産管理人　司法書士　上野　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市上林町二九六番地、最後の住所不明

被相続人　亡　堀上　榮次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

香川県高松市屋島西町一一九七番地二五

相続財産管理人　片岡幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡みやこ町犀川本庄三八番地三、最後の住所福岡県行橋市大字今井一三七三番地五

被相続人　亡　高田　元親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

福岡県行橋市大橋一丁目五番三号京築法律事務所　相続財産管理人　中尾　晴一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 12 月 2 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社松屋　②東京都知事(12)17700　③代表取締役　秋田正紀　④東京都中央区銀座３丁目６番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座３丁目６番１号　株式会社松屋　代表取締役　秋田正紀

①いちご不動産投資法人　②投法第39号　③執行役員　村松成一　④東京都千代田区内幸町一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区内幸町一丁目１番１号　いちご不動産投資法人　執行役員　高塚義弘

①ファンドクリエーション不動産投信株式会社　②東京都知事(2)第83078号　③代表取締役　比留田雅哉　④東京都港区六本木六丁目15番１号六本木ヒルズけやき坂テラス６階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区内幸町一丁目１番１号　いちごリートマネジメント株式会社　代表取締役　織井渉

①株式会社ユニバーサル開発　②大阪府知事(5)40033号　③代表取締役　山下環　④大阪府大阪市西区靭本町３―２―２　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西区靭本町３―２―２　株式会社ユニバーサル開発　代表取締役　山下環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市西坂元町六番、最後の住所鹿児島県鹿児島市西坂元町六番八号　コンドリックス下竜尾一〇三号

被相続人　亡　久敷　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二日

事務所鹿児島県鹿児島市荒田二丁目四二番一三号　照国総合法律事務所荒田事務所

相続財産管理人　弁護士　桃木野　聡